

1 処分を受けた税理士

氏 名： 坂上 裕宣

登録番号： 第95937号

2 処分の内容

令和6年1月10日から9月の税理士業務の停止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）

被処分者は、自己の相続税の申告に当たり、預貯金や生命保険金等の相続財産があったにもかかわらず、租税特別措置法第69条の4に規定する小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受ける土地家屋のみを申告したことによって、課税価格の申告漏れを生じさせた。